附則第二十一項中「平成二十一年度」を「平成二十二年度」に改め、同項第一号中「公益法人」を「旧民法法人」に改め、同項第三号を次のように改める。

三　外国人住民に係る住民記録システム等の整備に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額から当該年度の基準財政需要額の算定に用いた戸籍住民基本台帳費に係る補正後の数値に一一五円を乗じて得た額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を控除した額（当該額が四〇〇、〇〇〇、〇〇〇円を超えるときは、四〇〇、〇〇〇、〇〇〇円とし、負数となるときは、零とする。）に〇・八を乗じて得た額

附則第二十二項を次のように改める。

22　平成二十二年度から平成二十四年度までの間に限り、第五条第一項第一号イの額は、同号イの規定によつて算定した額に、次の各号によつて算定した額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額を加えた額とする。

一　口蹄疫対策特別措置法に基づき道府県が実施する対策に関連して国の補助金等を受けて実施する疾病まん延防止対策等に要する経費（附則第八項において特別交付税の算定の基礎となつた経費を除く。）のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

二　前号の対策に関連して実施する疾病まん延防止対策、風評被害対策、農家支援対策等に要する経費（附則第八項において特別交付税の算定の基礎となつた経費及び前号に定める経費を除く。）のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額

三　口蹄疫対策特別措置法第二十三条の規定に基づき独立行政法人農畜産業振興機構に設置された基金からの補助金を受けて実施する畜産再生事業等に要する経費（附則第八項において特別交付税の算定の基礎となつた経費を除く。）のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額

附則第二十三項中「平成二十一年度」を「平成二十二年度」に改め、附則第二十四項中「平成二十一年度」を「平成二十二年度」に改め、附則第二十五項中「平成二十一年度」を「平成二十二年度」に、「第三十六条」を「第三十四条」に、「よる合算額が負となる場合又は同令第四十一条（ただし書を除く。）の規定による合算額」を「より算定した額」に改め、附則第二十六項各号列記以外の部分中「平成二十一年度」を「平成二十二年度」に改め、同項第四号を次のように改める。

四　国が補助金を交付する鉄道事業者に対して、高齢者、身体障害者等の利用の円滑化のために当該市町村が国と協調して当該年度において交付する補助金の額に〇・五を乗じて得た額に、財政力指数が〇・八以上の市町村にあつては〇・五を、〇・六以上〇・八未満の市町村にあつては〇・七を、〇・五以上〇・六未満の市町村にあつては〇・九を、〇・五未満の市町村にあつては一・〇をそれぞれ乗じて得た額

附則第二十六項第五号中「第九号」を「第八号」に改め、同項第六号中「平成二十年十月一日」を「平成二十二年十月一日」に、「平成二十一年度」を「当該年度」に改め、同項第七号及び同項第八号を次のように改める。

七　附則第十七項第九号に規定する算定方法に準じて算定した額

八　附則第十七項第十号に規定する算定方法に準じて算定した額

附則第二十六項第九号中「第十二号」を「第十一号」に改め、同項第十一号を次のように改める。

十一　附則第十七項第十五号に規定する算定方法に準じて算定した額

附則第二十六項第十三号中「七一五円」を「七四七円」に改め、同項第十七号を次のように改める。

十七　附則第十七項第十六号に規定する算定方法に準じて算定した額

附則第二十六項第十八号中「第十八号」を「第十七号」に、「一〇六、〇〇〇円」を「一一七、〇〇〇円」に、「八五、三〇〇円」を「九四、二〇〇円」に改め、同項第十九号を次のように改める。

十九　附則第十七項第十八号イからニまでに規定する算定方法に準じて算定した額

附則第二十六項第二十一号中「平成二十一年度」を「平成二十年度」に、「に係る当該年度の」を「の当該年度における」に改め、同項第二十二号中「第二十二号」を「第二十号」に改め、同項第二十三号中「第二十三号」を「第二十一号」に改め、同項第二十四号中「第二十五号」を「第二十二号」に改め、同項第二十五号中「第二十七号」を「第二十四号」に改め、同項第二十六号を削り、同項に次の四号を加える。

二十六　附則第十七項第二十五号に規定する算定方法に準じて算定した額

二十七　配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成十三年法律第三十一号）第二条の三第三項に規定する市町村基本計画の作成に要する経費、同法第三条第二項に規定する配偶者暴力相談支援センターが行う同条第三項に規定する業務に要する経費及び緊急時における安全の確保に要する経費のうち、特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

二十八　地方税法附則第十七条の二第一項に規定する修正基準に基づく固定資産の価格の修正のため、宅地の価格の下落状況の把握に要した経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

二十九　附則第十七項第二十七号に規定する算定方法に準じて算定した額。この場合において、同号中「道府県民税」とあるのは「市町村民税」と読み替えるものとする。

附則第二十七項を削り、附則第二十八項中「平成二十一年度」を「平成二十二年度」に改め、同項第三号から同項第五号までを削り、同項を附則第二十七項とし、附則第二十九項中「附則第二十八項」を「附則第二十七項」に改め、同項を附則第二十八項とし、附則第三十項を附則第二十九項とし、附則第三十一項中「平成二十一年度」を「平成二十二年度」に改め、同項を附則第三十項とし、附則第三十二項中「平成二十一年度」を「平成二十二年度」に、「〇・五」を「〇・七」に、「平成二十年度」を「平成二十一年度」に改め、同項を附則第三十一項とし、附則第三十三項中「平成二十一年度」を「平成二十二年度」に改め、「に〇・七を乗じて得た額（当該得た額」を削り、「平成二十年度」を「平成二十一年度」に、「当該〇・二を乗じて得た額）」を「当該〇・二を乗じて得た額」に改め、同項を附則第三十二項とし、附則第三十四項中「平成二十一年度」を「平成二十二年度」に、「附則第三十一項」を「附則第三十項」に改め、同項を附則第三十三項とし、附則第三十五項中「平成二十一年度」を「平成二十二年度」に、「一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成十七年法律第百十三号）附則第十三条において読み替えて適用される」を削り、「附則別表第二」を「別表第一」に改め、「（以下「指定基準により算定した割合」という。）」を削り、「と、「一般職給与法第十一条の三第二項に定める割合（当該割合が人事院規則九―四九（地域手当）附則別表第二に定められていない地域にあつては、指定基準により算定した割合）」とあるのは「人事院規則九―四九（地域手当）別表第二第二号の官署について人事院が定める地域手当の割合」」を削り、同項を附則第三十四項とする。

附　則

この省令は、公布の日から施行し、平成二十二年度分の特別交付税から適用する。

○農林水産省令第九号

薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第八十三条の四第一項の規定に基づき、動物用医薬品の使用の規制に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年三月十一日　農林水産大臣　鹿野　道彦

動物用医薬品の使用の規制に関する省令の一部を改正する省令

動物用医薬品の使用の規制に関する省令（昭和五十五年農林水産省令第四十二号）の一部を次のように改正する。